

随 意 契 約 理 由 書

1 業 務 名	阪神高速ブログサイト作成業務
2 業 者 名	TOPPAN株式会社
3 随意契約理由	
<p>本業務は、「お客さまにとって真に役に立つ情報発信」をコンセプトとし、ブランドイメージの向上を通じてお客さま満足度を高めることを目的として、ブログサイトのコンテンツ作成及びデザインを行うものである。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、当社ホームページのCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）と一体的に構築できること、また、契約不適合責任の範囲が不明確となるなどの問題が生じないことが契約相手方に求められる要件となる。</p> <p>TOPPAN株式会社は、「阪神高速道路株式会社ホームページリニューアル業務」においてシステムを構築し、リニューアル後も「ホームページ維持管理業務」において運営管理を行っており、ブログサイトを当社ホームページのCMSと一体的に構築できる。また、契約不適合責任の範囲が不明確になるなどの問題も生じないことから、上記要件を唯一具備する者であると認められる。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により、随意契約とする。</p>	
<p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。</p>	